佐賀県告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次の

とおり道路の供用を開始する。

覧に供する。 月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦 その区間を表示した図面は、平成二十三年一月二十一日から平成二十三年二

平成二十三年一月二十一日

IVI	
名	
供	
用	
荆	
始	佐
の	佐賀県知事
X	事
間	
	古
供	Ш
六 用 開	
始の	
始の期日	康
-	

藤川二丈線	路線名供	
市七山藤川字堂原二七三二番六市七山白木字野中ロー〇六四番先から たまで たまで たまで たまで たまで たまで たまで たまで たまで たまで	用開始の区間	
平 成 三 · ·		